

北陸ブロック発注者協議会の取り組み

令和5年度 活動計画(案)

令和5年度 活動計画(案)

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み

【取り組み内容】

◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- 令和5年度は、概ね人口3~5万人の自治体を対象として訪問予定(継続)。

②適切な工期設定

【取り組み内容】

◆ 週休2日工事の導入拡大

- 今年度で建設業における「週休2日の達成」を目標。

◆ 「統一的な現場閉所」(第6弾)による週休2日の促進

- 年間を通じて毎月4回((第2週、第4週、+1週の土日)+ 土日に関わらず週休2日を月1回)を対象。
- 「令和5年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。
- 一次調査(~R05.11.30)、二次調査(~R06.03.31)による週休2日達成状況の把握。

③「発注見通しの統合」の活用推進

【取り組み内容】

◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)

- 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(四半期ごとの当該月に各2回。工事及び業務)。

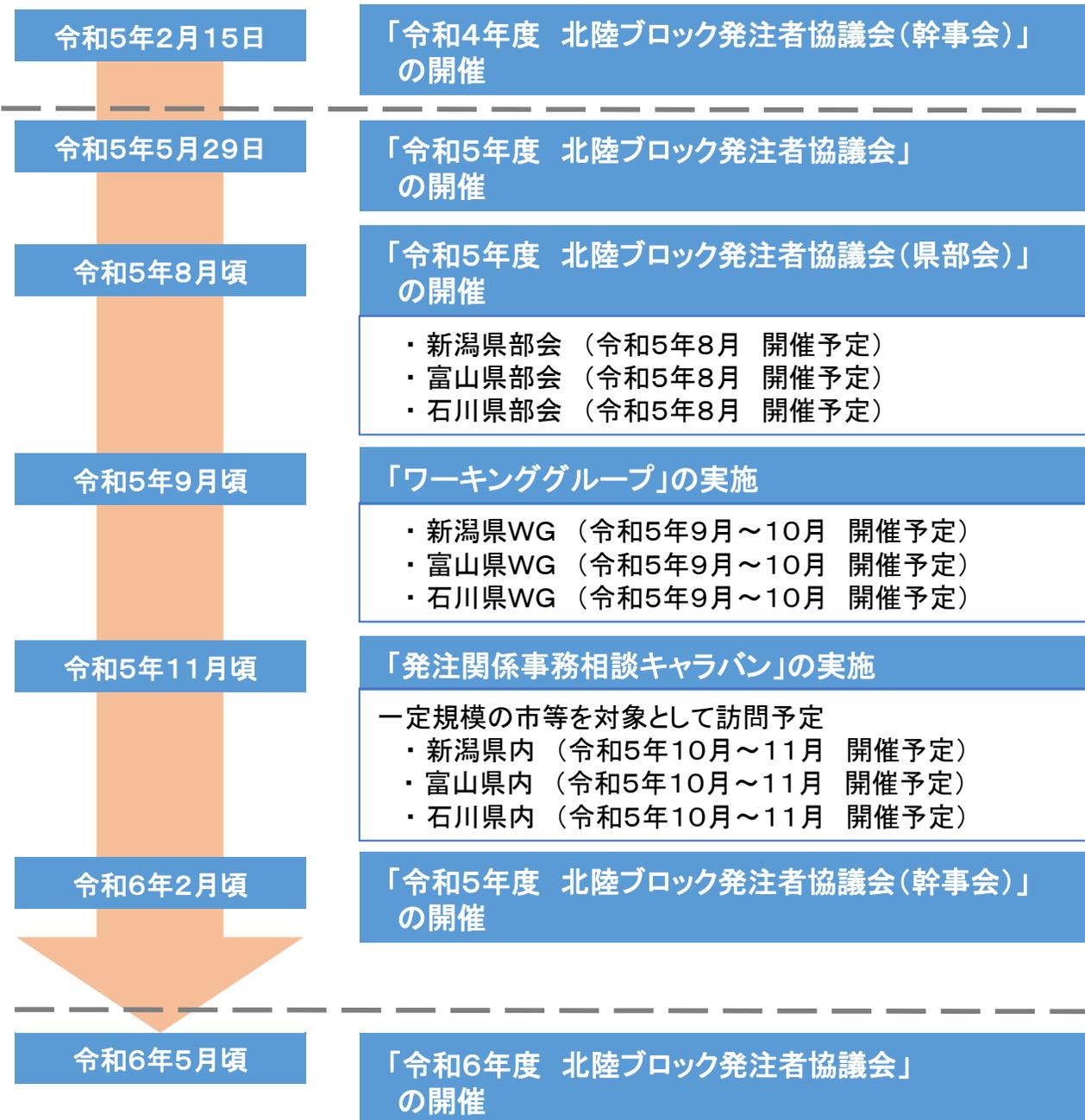
◆ 中長期発注見通し統合の促進

- 市町村への公表拡大。公表が可能な機関から段階的に実施。

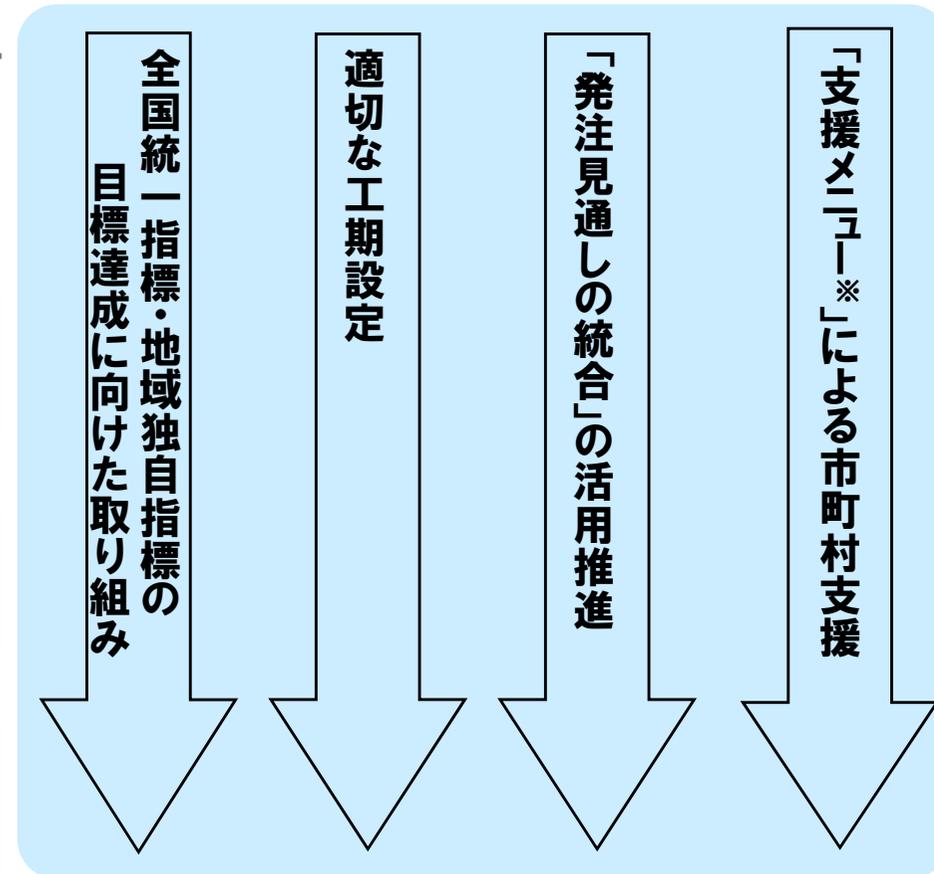
◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進

- 公表機関の拡大。データ提供可能な機関より順次公表。

令和5年度のスケジュール(案)



令和5年度 活動計画(案)



「発注関係事務に関する支援メニュー※」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・県や市町村が開催する研修への職員派遣
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン(生産性向上)等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・(参考)北陸農政局の支援メニュー

令和5年度 活動計画概要(1)

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み(施工時期の平準化)

活動結果
R4

- 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施
 - ・ 新潟県、石川県:人口5~10万人の市の訪問を完了。富山県:人口3~5万人の市の訪問に着手。
 - ・ 直接訪問以外にWeb試行を3市にて実施(Web形式でも活発な意見交換を確認)。
- 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進
 - ・ キャラバンの他、県部会、WGを通じて平準化の取組「さしすせそ」にかかる具体例を提示。
 - ・ 平準化の取組「さしすせそ」は地域の実情に応じて実施されていることを確認。

活動計画
R5

- ◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施(継続)
 - ・ 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
 - ・ 令和5年度は、概ね人口3~5万人の自治体への訪問を実施(Web試行を継続)。
 - ・ 「施工時期の平準化」の更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示

②適切な工期設定(週休2日の取組・統一的な現場閉所)

活動結果
R4

- 「統一的な現場閉所」(第5弾:毎月3回)による週休2日の促進
 - ・ 「令和4年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。
 - ・ 約60.1%の工事で月3回の現場閉所を達成(R3年度調査(月2回の現場閉所) 57.3%)

活動計画
R5

- ◆ 週休2日工事の導入拡大
 - ・ 今年度で建設業における「週休2日の達成」を目標。
 - ・ 市町村単位の週休2日工事の導入・拡大を図り、全体的な底上げを実施。
 - ・ 県部会、WG、キャラバンを通じて、週休2日工事の具体例を提示し、導入を支援。
- ◆ 「統一的な現場閉所」(第6弾)による週休2日の促進
 - ・ 毎月4回(第2週、第4週、+1週の土日 + 土日に関わらず週休2日を月1回)を対象
 - ・ 「令和5年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。
 - ・ 庁舎にチラシ・ポスターを掲示し、民間工事への周知を図る。

令和5年度 活動計画概要(2)

③「発注見通しの統合」の活用推進

活動結果
R4

□ 中長期発注見通し統合の促進

- R4.7.29: 金沢市、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社 公表。
- R5.1.31: 長岡市、上越市、高岡市 公表。
- R5.2.10: 富山市 公表。

□ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進

- 令和4年度 第4四半期 69機関が参画(全83機関の約83%) (目標: 全機関の2/3以上(約66%))

□ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)

- 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)と併せ、工事の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)
- 令和4年度 第4四半期より、業務委託の発注見通し統合版(Excel版)を公表。

活動計画
R5

◆ 中長期発注見通し統合の促進

- 参画機関の拡大(市町村への公表拡大)
- 公表が可能な機関から段階的に実施。

◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進

- 公表機関の拡大。データ提供可能な機関より順次公表。

◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)

- 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)を設定し公表。
- 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

**全国統一指標・地域独自指標の
目標達成に向けた取組み
（「施工時期の平準化」に向けた取組み）**

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

- 令和4年度は、概ね人口5～10万人の自治体訪問を全て完了。
- 令和5年度は、概ね人口3～5万人の自治体に着手(Web試行を継続)。
- 2巡目は、「施工時期の平準化」の更なる推進を図ることを重点的に実施。

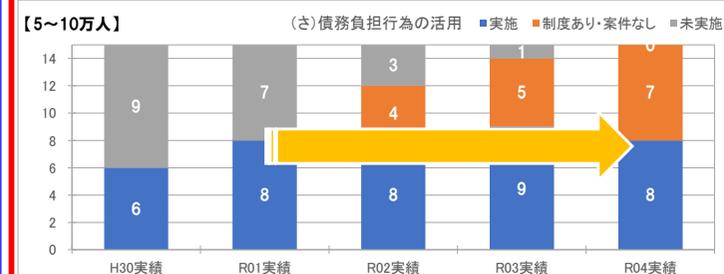
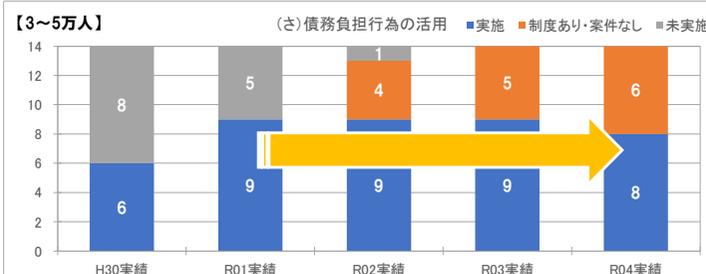
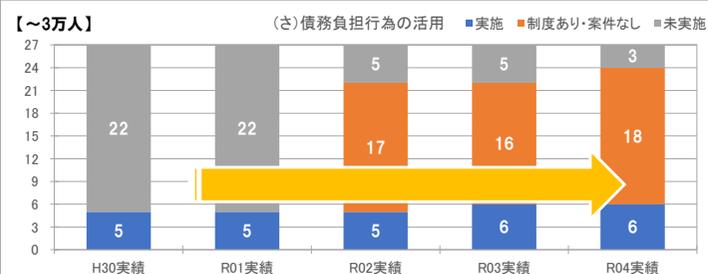
人口10万人以上の8市の効果は1巡目以降階段上に増加・評価済み

人口区分別「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)取り組み状況①

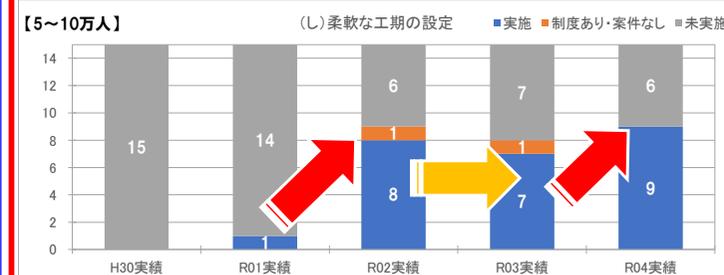
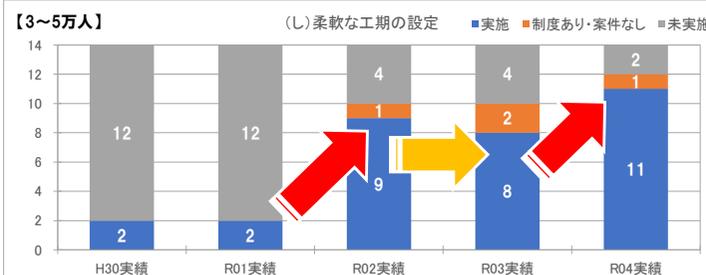
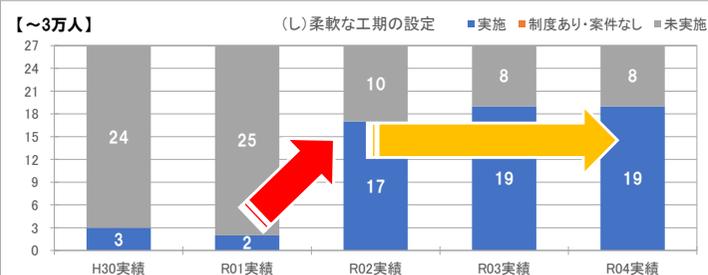
(さ)債務負担行為の活用

R5年度以降 2巡目着手(R4年度2市済み)

R3・4年度 2巡目完了



(し)柔軟な工期の設定



【出典】(各項目について人口区別にデータを集計)

H30実績:入札契約適正化法に基づく実施状況調査(H30調査[H30.08.01現在の状況]), R01実績:入札契約適正化法に基づく実施状況調査(R01調査[R01.11.01現在の状況]), R02実績:北陸ブロック発注者協議会調べ(R03.04調査), R03実績:北陸ブロック発注者協議会調べ(R04.04調査) R04実績:北陸ブロック発注者協議会調べ(R05.04調査)
 ※ R02、R03、R04実績には対象案件がなく実施できなかった場合を含む。

- ◆人口～3万人(27市町村)
加茂市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、輪島市、珠洲市、羽咋市、川北町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
- ◆人口3～5万人(14市町)
小千谷市、見附市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、魚沼市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、かほく市、津幡町
- ◆人口5～10万人(15市町村)
三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、南砺市、射水市、七尾市、加賀市、能美市、野々市市、

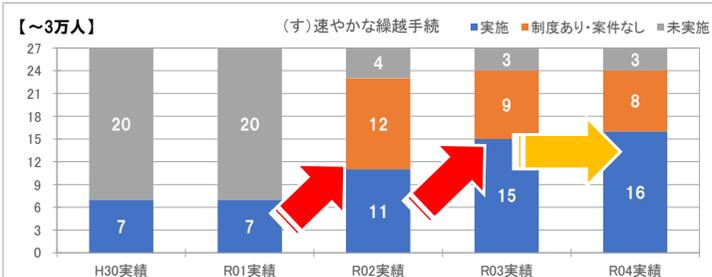
評価基準(R2以降、回答選択細分化)
 H30実績・R01実績:「実施」「未実施」
 R02実績～:「実施」「制度あり・案件なし」「未実施」

- ◆ **キャラバン1巡目(～H31:64市完了)の訪問で「さしすせそ」に取り組む市町村が増加しているが、R2年度以降横ばい。**
- ◆ **「さ:債務負担行為」の活用は、災害復旧や気候温暖化対策、構造物の老朽化対策等、天災や政策として活用。**
- ◆ **令和2年度以降、「さ:債務負担行為」としての制度はあるが、財政も厳しく余り活用されていない傾向。**

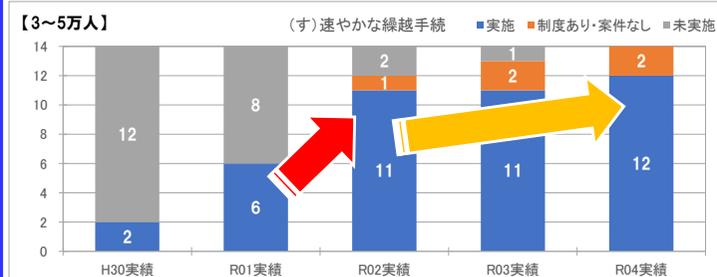
「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

人口区分別「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)取り組み状況②

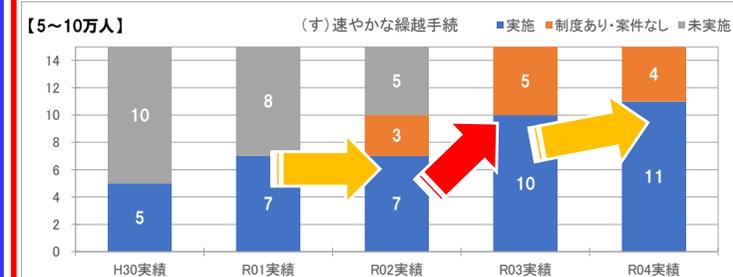
(す)速やかな繰越手続



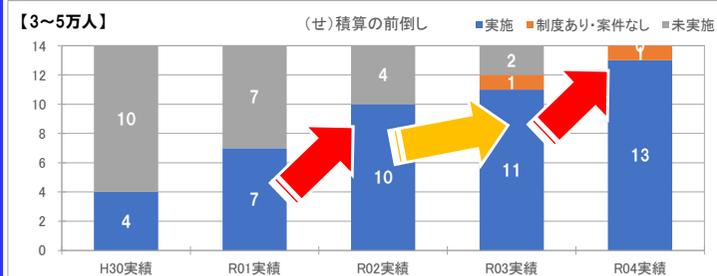
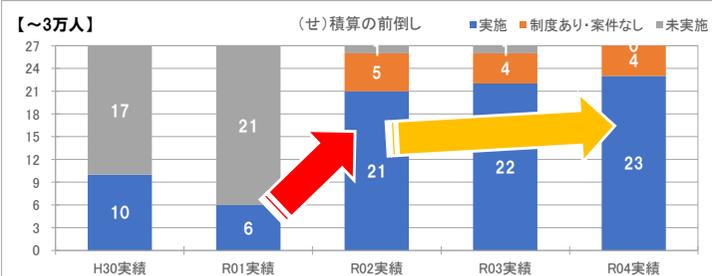
R5年度以降 2巡目着手(R4年度2市済み)



R3・4年度 2巡目完了



(せ)積算の前倒し



【出典】(各項目について人口区分別にデータを集計)

H30実績: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(H30調査[H30.08.01現在の状況]), R01実績: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(R01調査[R01.11.01現在の状況]),

R02実績: 北陸ブロック発注者協議会調べ(R03.04調査), R03実績: 北陸ブロック発注者協議会調べ(R04.04調査) R04実績: 北陸ブロック発注者協議会調べ(R05.04調査)

※ R02、R03、R04実績には対象案件がなく実施できなかった場合を含む。

◆人口～3万人(27市町村)

加茂市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、輪島市、珠洲市、羽咋市、川北町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

◆人口3～5万人(14市町)

小千谷市、見附市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、魚沼市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、かほく市、津幡町

◆人口5～10万人(15市町村)

三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、南砺市、射水市、七尾市、加賀市、能美市、野々市市、

評価基準

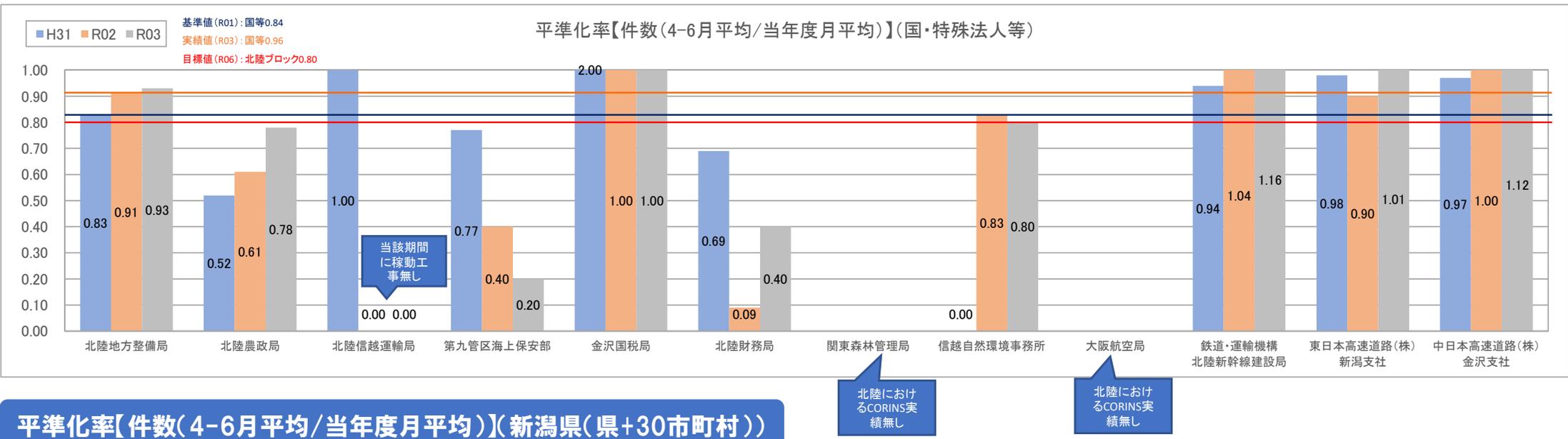
H30実績・R01実績:「実施」「未実施」

R02実績～:「実施」「制度あり・案件なし」「未実施」

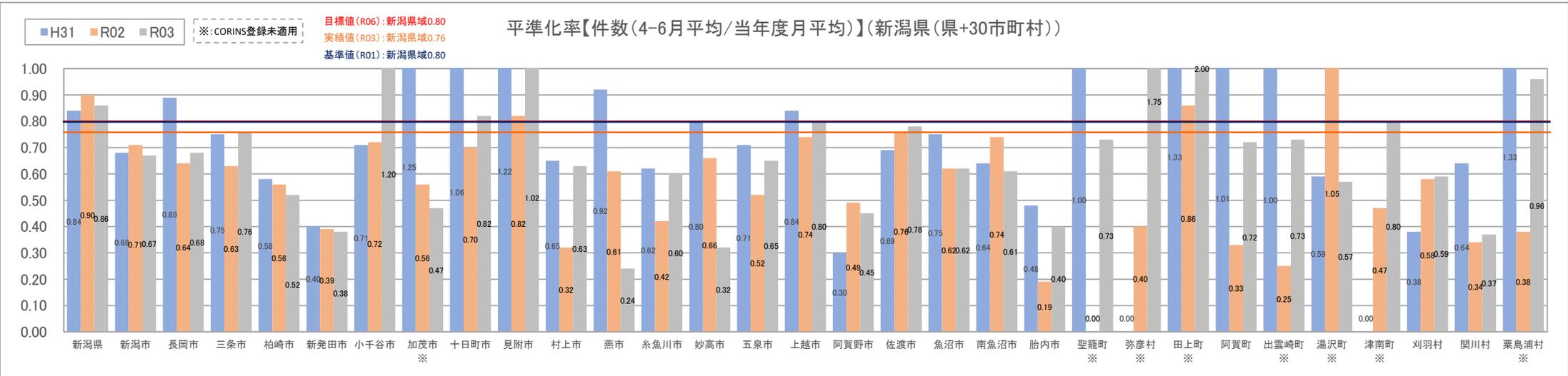
- ◆ 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)取り組み状況は、人口規模に関係無く効果は上がっている。 ただし、天災や政策が無い場合、債務負担行為の案件は低下し、平準化の割合は下がる可能性大。
- ◆ R5年度以降、概ね人口3～5万人、～3万人の市町村を対象として訪問することから、更なる推進を図るため、債務負担行為以外(「し:柔軟な工期設定」、「す:速やかな繰越手続き」)の工事件数の増加を図るべく、地域の実態を踏まえた上で、その地域に即した活用事例の紹介や提案の充実を図る。 なお、市債が難しい場合、補助金・交付金等を積極活用。
- ◆ また、発注関係事務全般にかかる疑問・相談内容等への対応の充実を図る。
(各専門部署の職員が同席し、関係する取り組み内容についての説明、質疑への応答を今後検討し実施を図る。)

【参考】各機関の平準化率の3カ年推移(H31(R01)・R02・R03)【件数】

平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(国・特殊法人等)



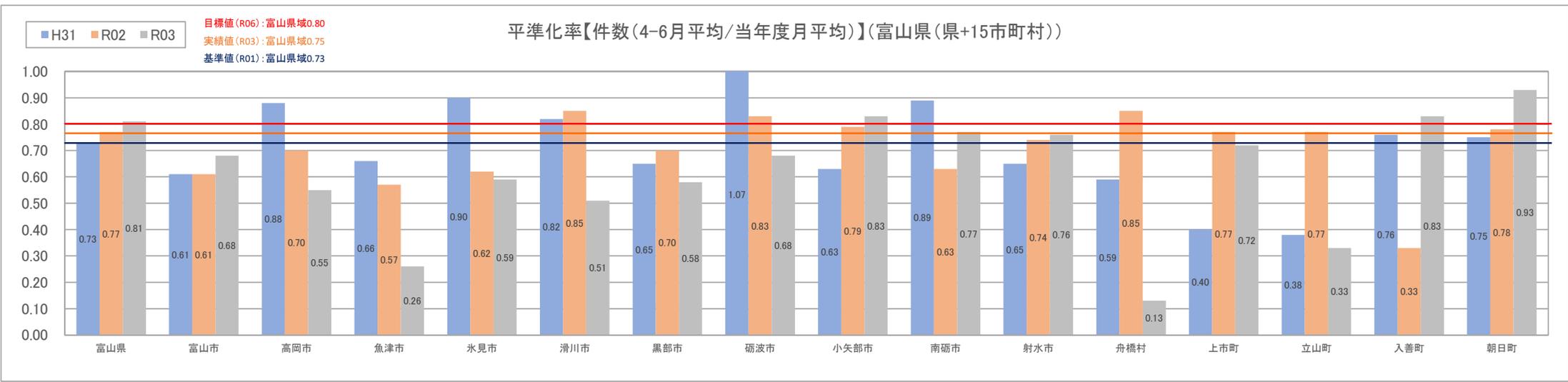
平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(新潟県(県+30市町村))



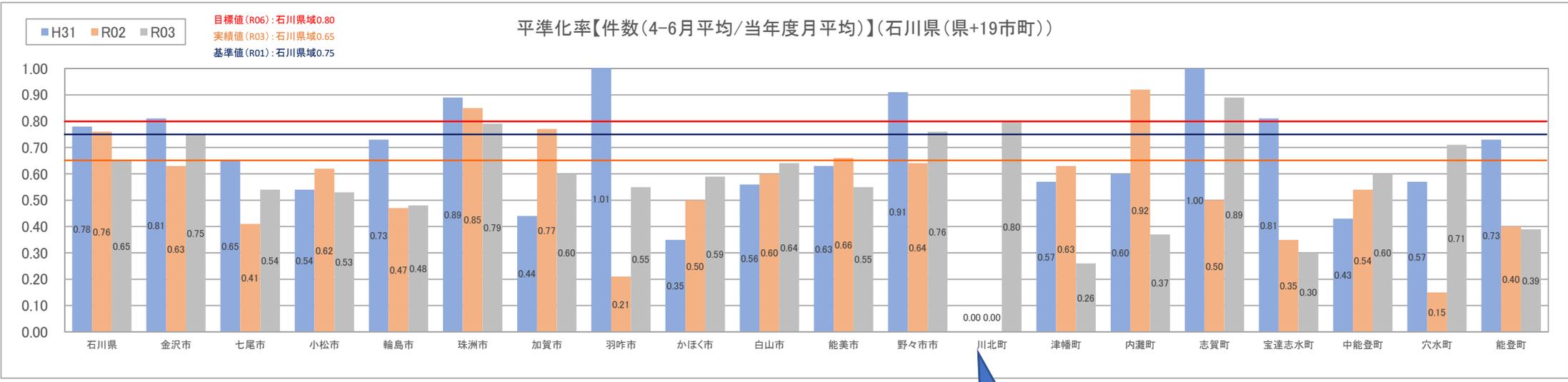
※ 平準化率: 4-6月平均/当年度月平均
 ※ 集計対象は、契約金額が税込500万円以上の案件
 ※ コリンズ登録データ(JACIC作成データ(2022/4/13時点))を基に作成

【参考】各機関の平準化率の3カ年推移(H31(R01)・R02・R03)【件数】

平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(富山県(県+15市町村))



平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(石川県(県+19市町))



※ 平準化率: 4-6月平均/当年度月平均
 ※ 集計対象は、契約金額が税込500万円以上の案件
 ※ コリンズ登録データ(JACIC作成データ(2022/4/13時点))を基に作成

当該期間
に稼働工
事無し

施工時期等の平準化、ダンピング対策(キャラバンと並行で全国統一指標を改善)

◎ 地域平準化率、ダンピング対策実施率[実績値と目標値(R6)](北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象、-対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R03) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.78	北陸ブロック:0.76	北陸ブロック:0.75	北陸ブロック:0.80
			国等 :0.84 新潟県域:0.80 富山県域:0.73 石川県域:0.75	国等 :0.89 新潟県域:0.77 富山県域:0.74 石川県域:0.69	国等 :0.96 新潟県域:0.76 富山県域:0.75 石川県域:0.65	新潟県域:0.80 富山県域:0.80 石川県域:0.80
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.94	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:0.92	北陸ブロック:1.00
			国等 :- 新潟県域:0.93 富山県域:0.90 石川県域:0.98	新潟県域:0.90 富山県域:0.76 石川県域:0.92	新潟県域:0.91 富山県域:0.85 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※ 定義(算出方法)

平準化率(件数) = 4~6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数

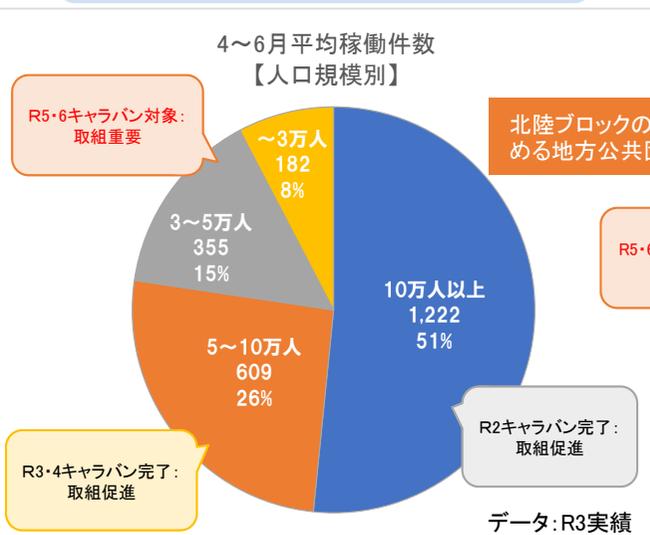
※ CORINS登録された工事(500万円以上)より算出

※ 定義(算出方法)

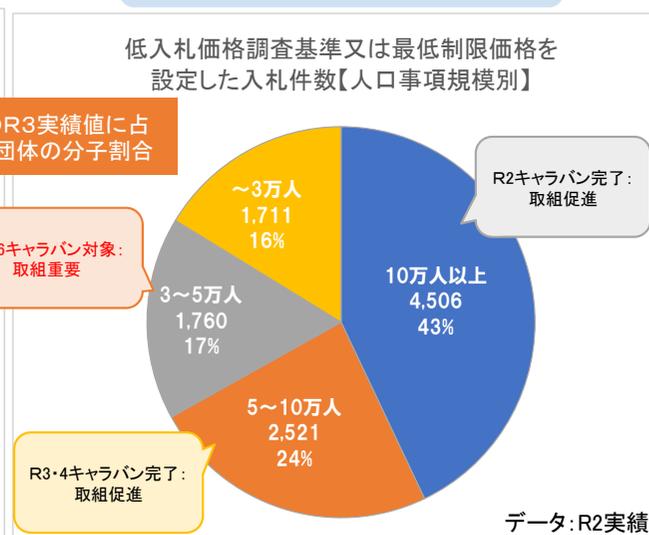
実施率(件数) = 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数 / 年度の発注工事件数

※ 入契法調査:「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続に関する実態調査データより算出

◎ 施工時期の平準化



◎ ダンピング対策



- 平準化率にかかる「4~6月の平均稼働件数」及びダンピング対策実施率にかかる「低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数」は、**人口規模が大きいほど占める割合が大。**
- 地域全体の数値は、**人口の多い市町村の稼働件数、設定した入札件数が実績値に大きく影響。**
- 北陸ブロックで設定したR6目標値の達成(残り+0.05)には、**人口10万人未満の市町村の取組促進が今後重要。**
- 今後のキャラバンは、「施工時期の平準化」と併せ、**全国統一指標・地域独自指標のR6目標値の達成に向けたフォローアップも必要不可欠。**
- **人口10万人以上の市は更なる取組促進に期待。**

令和5年度 発注関係事務相談キャラバン計画

□ キャラバン 2巡目訪問市町村

人口別	市町村数	キャラバン 2巡目					
		R01	R02	R03	R04	R05～	訪問済み
10万人以上	(管内:7) 新潟県:2 富山県:2 石川県:3	(管内:4) 新潟県:2 富山県:1 石川県:1	(管内:3) 新潟県:- 富山県:1 石川県:2	-	-	-	(管内:7) 新潟県:2 富山県:2 石川県:3
5～10万人	(管内:15) 新潟県:9 富山県:2 石川県:4	-	(管内:1) 新潟県:1 富山県:- 石川県:-	(管内:8) 新潟県:4 富山県:2 石川県:2	(管内:6) 新潟県:4 富山県:- 石川県:2	-	(管内:15) 新潟県:9 富山県:2 石川県:4
<u>3～5万人</u>	(管内:14) 新潟県:6 富山県:6 石川県:2	-	-	-	(管内:2) 新潟県:- 富山県:2 石川県:-	(管内:12) <u>新潟県:6</u> <u>富山県:4</u> <u>石川県:2</u>	(管内:2) 新潟県:- 富山県:2 石川県:-
～3万人	(管内:27) 新潟県:12 富山県:5 石川県:10	-	-	-	-	(管内:27) 新潟県:12 <u>富山県:5</u> 石川県:10	-
合計	(管内:63) 新潟県:29 富山県:15 石川県:19	(管内:4) 新潟県:2 富山県:1 石川県:1	(管内:4) 新潟県:1 富山県:1 石川県:2	(管内:8) 新潟県:4 富山県:2 石川県:2	(管内:8) 新潟県:4 富山県:2 石川県:2	(管内:39) 新潟県:18 富山県:9 石川県:12	(管内:24) 新潟県:11 富山県:6 石川県:7

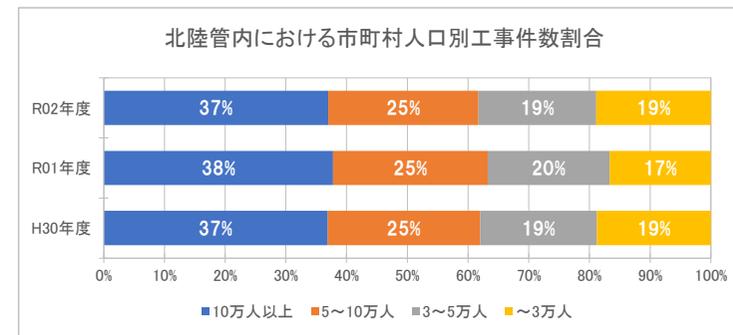
※ 政令市除く。
 ※ 1巡目は、H29:20市町村、H30:22市町村、R01:22市町村を実施。
 ※ R01は「平準化ヒアリング」にて実施。R02より「相談キャラバン 2巡目」を本格実施。
 ※ 人口:総務省HP【総計】住民基本台帳人口・世帯数、平成30年度人口動態(市区町村別)【H30】

◆ 令和4年度までに人口5～10万人の訪問を完了

◆ 令和5年度訪問対象市町村

- 新潟県:人口3～5万人(2市) **着手開始(妙高市、阿賀野市)**
- 富山県:人口3～5万人(4市) **継続・完了(魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市)**
:人口～3万人(1町) **着手開始(入善町)**
- 石川県:人口3～5万人(2市町) **着手開始・完了(かほく市、津幡町)**

平準化率が低く、「さしせそ」の活用が小さい、週休2日が「未実施」の市から順に実施。



- 令和4年度までに発注工事件数が比較的多く、平準化の取組の効果が見込まれる**概ね人口10万人以上、5～10万人の市**の訪問を完了。
- 今後、人口3～5万人、～3万人の市町村への訪問を本格的に実施。

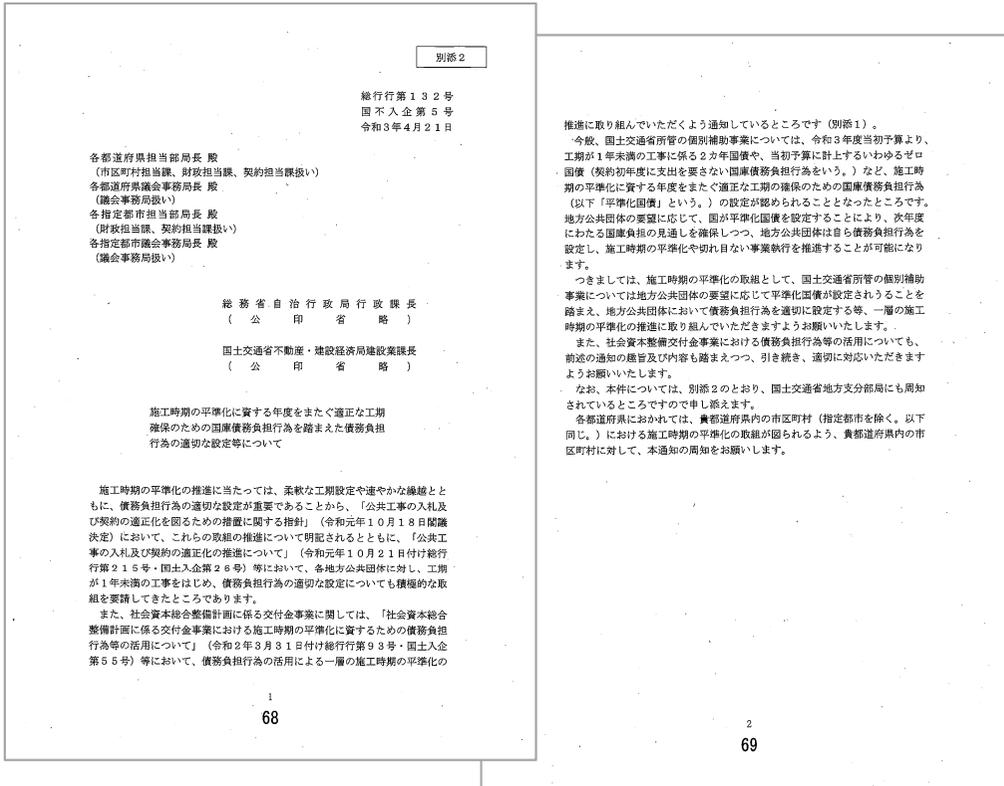


- ◆ 訪問市町村数が多くなることから、Web形式の併用も継続して実施(3～5万人:管内14市町村、～3万人:管内27市町村)。
- ◆ 「施工時期の平準化」の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ◆ 更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示。
- ◆ 全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組も実施。

【参考】平準化を目的とした債務負担行為(平準化国債)の活用

◆ 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について(通知)
(R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化の推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 工期が1年未満の工事をはじめ、「債務負担行為の適切な設定」について積極的な取り組みが必要



令和3年度当初予算より

- ◆ 個別補助事業にも平準化目的の債務負担行為が活用可能
- ◆ 個別補助事業でも年度末工期の回避や早期発注に取り組むことが可能
- ◆ 工事だけでなく、測量、設計などの業務でも活用可能

◆ インフラ老朽化対策などで配分が増加傾向にある個別補助事業で平準化国債を活用することにより、自治体のさらなる施工時期の平準化を促進

適切な工期設定
（週休2日の取組み・統一的な現場閉所）

週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

◎週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)【実績値と目標値(R6)】(北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象 -:対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R03) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R04) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
全国統一指標	②週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.23	北陸ブロック:0.67	北陸ブロック:0.81	北陸ブロック: -	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.78	国等 :0.91	国等 :0.99	国等 : -	
			新潟県域:0.29	新潟県域:0.61	新潟県域:0.80	新潟県域: -	新潟県域:1.00
			富山県域:0.05	富山県域:0.26	富山県域:0.38	富山県域: -	富山県域:1.00
			石川県域:0.09	石川県域:0.99	石川県域:1.00	石川県域: -	石川県域:1.00
地域独自指標	①適切な工期設定※3 (週休2日の 取り組み機関)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.32	北陸ブロック:0.39	北陸ブロック:0.46	北陸ブロック:0.70	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67	国等 :0.92	国等 :1.00	国等 :1.00	
			新潟県域:0.16	新潟県域:0.32	新潟県域:0.42	新潟県域:0.65	新潟県域:1.00
			富山県域:0.19	富山県域:0.19	富山県域:0.19	富山県域:0.50	富山県域:1.00
			石川県域:0.10	石川県域:0.35	石川県域:0.45	石川県域:0.75	石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

※3 数値は週休2日工事の実施状況(「a:既に取り組んでいる」、「b:今年度取り組む予定にしている」)の割合)

□ 週休2日対象工事の実施状況は、R3年度(R4年度)実績において改善傾向であるが、R6年目標値(実施1.00)達成に向け、取り組み拡大を図る。

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用
- ◆ 令和5年度の残り1年間で建設業における週休2日をさらに浸透させることが必要。

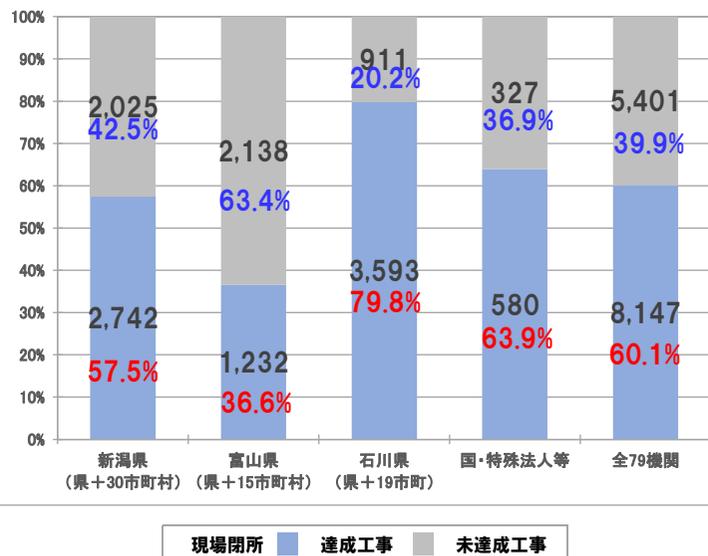
さらに建設業の「働き方改革」を加速させるための環境整備

- ◆ 週休2日工事(必要経費(労務費、機械経費、間接工事費など)の補正)の試行拡大。
- ◆ 統一的な現場閉所(令和5年度は、年間を通じて毎月4回の土日を対象)
(当該工事の休日に稼働している現場への掛け持ち労働の課題もあるため、各発注者が足並みを揃えて取組を推進)

統一的な現場閉所と週休2日工事の実施状況

◆ 現場サイド (工事現場での取り組み状況)

令和4年度 統一的な現場閉所(第5弾)【調査結果:R4.4.1~R5.3.31】

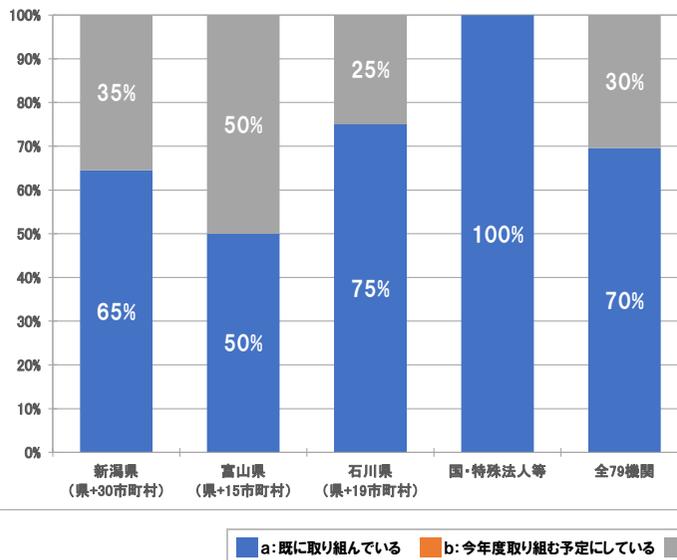


※令和4年度 統一的な現場閉所(第5弾)【調査結果:R4.4.1~R5.3.31】

◆ 発注者サイド (週休2日工事実施状況)

県別実施状況

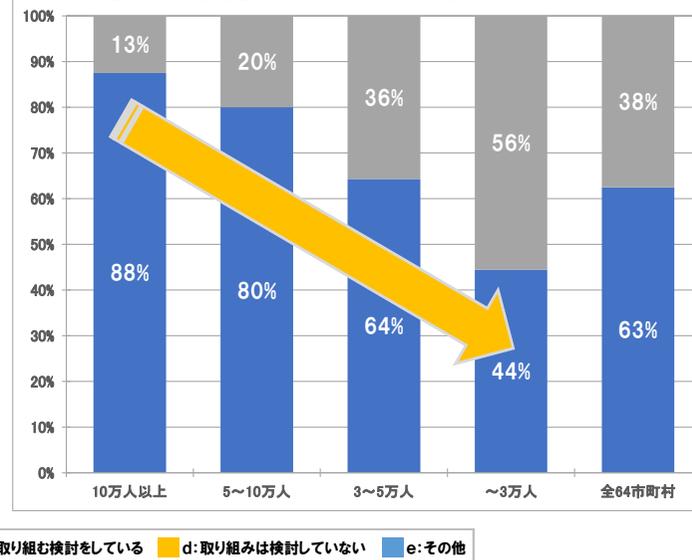
【令和4年度実績】週休2日モデル工事の実施状況(全79機関)



※ 週休2日対象工事の実施状況(R4実績): 北陸ブロック発注者協議会調べ(R05.04調査)

人口区分別実施状況(64市町村)

【令和4年度実績】週休2日モデル工事の実施状況(全64市町村)



◆ 統一的な現場閉所と週休2日工事の進捗比較

- ◆ 発注者の「週休2日工事」の実施より、工事現場での週休2日の実施が高い。
→ 現場サイドに比べ、発注者サイドの対応の遅れが見受けられる
- ◆ 機関別、県別でも「週休2日工事」の取り組みの進捗が異なる(国等は実施率が高い)。
- ◆ 人口の多い市町村ほど「週休2日工事」の実施率が高い。



- 週休2日工事の取組みは、人口の多い市町村ほど実施率が高い傾向。
- 残り1年間で市単位の週休2日工事の導入・拡大を図り、最後の全体的な底上げを図る。

建設業における週休2日への取り組み状況と今後の課題

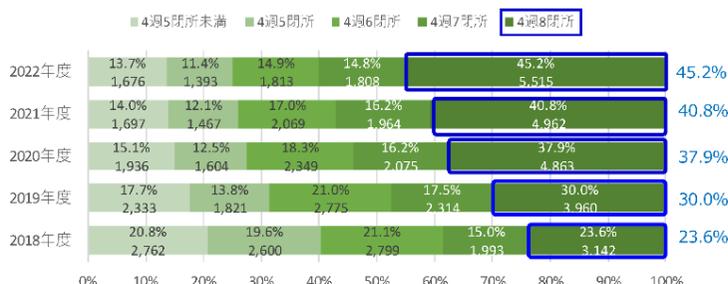
作業所閉所状況(2018~2022年上半期)

出典：(一社)日本建設業連合会「週休二日実現行動計画2022年度上半期フォローアップ報告書」(R4.12)

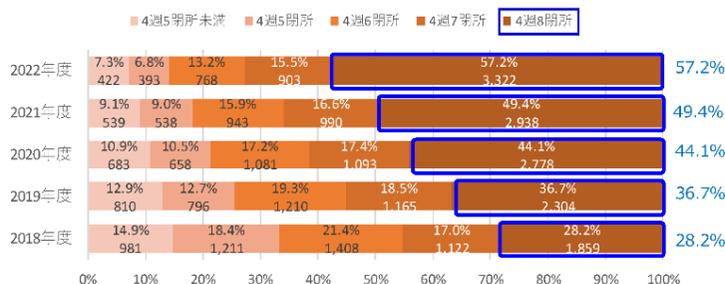
単位：閉所作業所数

調査対象：日建連会員142社、回答企業数100社、事業所数合計：12,205現場(土木5,808現場、建築6,397現場)

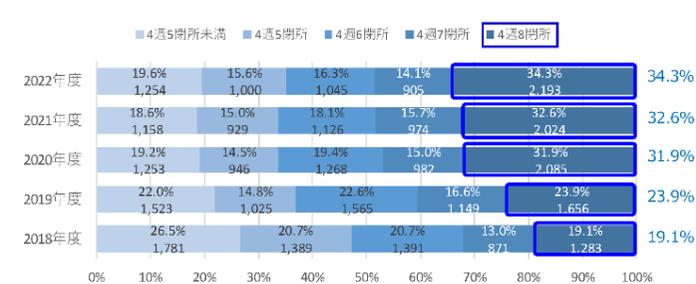
「全事業所」では、4週8閉所以上は**45.2%**



「土木」では、4週8閉所以上は**57.2%**



「建築」では、4週8閉所以上は**34.3%**



- 現場閉所の実施は、改善傾向にあるが、令和4年度上半期において、「全事業所」では、**4週8閉所以上は45.2%(2022年上半期実績)**であり、未だ半分以下となっている。4週7閉所は60.0%、4週6閉所74.9%
- 特に「建築」での実施率が低く、4週8閉所以上は**34.3%(2022年上半期実績)**である。

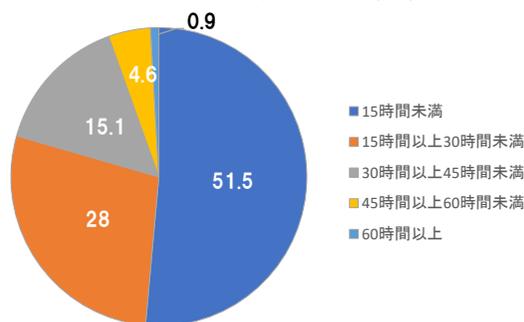
残業時間の状況について(令和3年度実績)

出典：(一社)全国建設業協会「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」(R4.9.27)

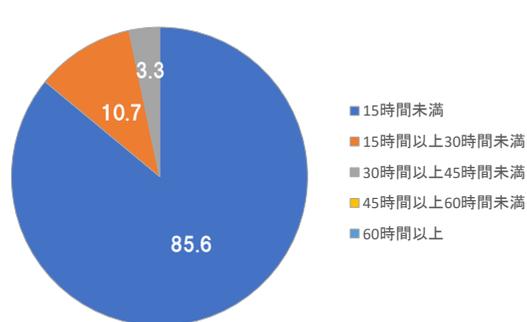
調査対象：各都道府県建設業協会会員回答者数：4,130社(回答率21.9%)

調査時期：R4.7.1現在(土木2,619社、建築430社、土木建築984社、その他97社)

月当たり平均残業時間(現場)



月当たり平均残業時間(事務所)



- 土日閉所の完全週休2日には至らないものの、週休2日と言う枠組みでR6改正労働基準法の適用に向け業界として取組み、残業時間の改善も何とか抑制している傾向有り。
- 残業時間の上限規制をクリアするためには、工期全体では無く、週休2日を月単位で確実に達成出来る環境整備が必要。
 ⇒「休日の量確保」>「休日の質向上」にシフト
 ⇒「工期単位で週休2日」>「月単位に見直し」に方向転換
 ⇒ICT施工の導入、二次製品、書類の簡素化等の利用促進。
- ただし、担い手の確保、新規職員の採用に向けた将来的な目標は、土日閉所の完全週休2日を「質の向上」に掲げ統一的な閉所を設定。

- 月当たりの平均残業時間数は、現場、事務所共に「15時間未満」が最多。
- その割合は事務所 85.6%に対して、現場は51.5%にとどまるなど、現場での平均残業時間数が総じて長い。
- 現場での45時間以上60時間未満は、4.6%、60時間以上は0.9%である。

令和5年度 統一的な現場閉所チラシ(案)

既発注工事への周知を含め、令和5年度当初より各機関へ配布

北陸建設業界の担い手確保に向け **民間工事の施主の皆さんへ**

建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第6弾」)

※ 第1弾:2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)に実施 ※ 第3、4弾:令和2年度、令和3年度(年間を通じて月2回)に実施
※ 第2弾:令和元年度(9月・10月・11月 4回の「3連休」)に実施 ※ 第5弾:令和4年度(年間を通じて月3回)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第6弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

- 令和5年度も、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定。

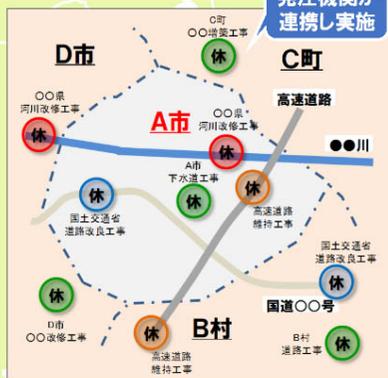
※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日に関わらず週休2日を月1回」は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第1週)の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回(第3週の日曜日・月曜日)を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和5年6月

月4回の「統一的な現場閉所」

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	



建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

【北陸ブロック発注者協議会】

北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、長野自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社

新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

令和5年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和5年度は、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日、+ 土日に関わらず週休2日を月1回※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ 「+1週」「+ 土日に関わらず週休2日を月1回」は、工事ごとに任意で選択。

2023年(令和5年)							2024年(令和6年)																				
4月							5月							6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1	1	2	3	4	5	6	1	2	3					1	2	3	4	5	6	7	
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	31		25	26	27	28	29	30		29	30	31					
8月							9月							10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
6	7	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	13	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	
13	14	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	
20	21	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	
27	28	29	30	31			30	29	30	31			29	30	31					26	27	28					
12月							1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	1	2	3					1	2	3	4	5	6	7	
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				25	26	27	28	29			24	25	26	27	28	29	30	

- 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

		月	火	水	木	金	土	日
対象	一般的な工事	工事					閉所	閉所
	技術者						休	休
交替制モデル工事	トンネル工事等(交替制)	工事					休	休
		技術者A						
		技術者B				休	休	
維持工事等(交替制)	現場制約のある工事等	工事					休	休
		技術者A						
		技術者B	休					休
工事						閉所	閉所	
技術者						休	休	

官民一体となり建設産業の「働き方改革」「週休2日」を推進しましょう

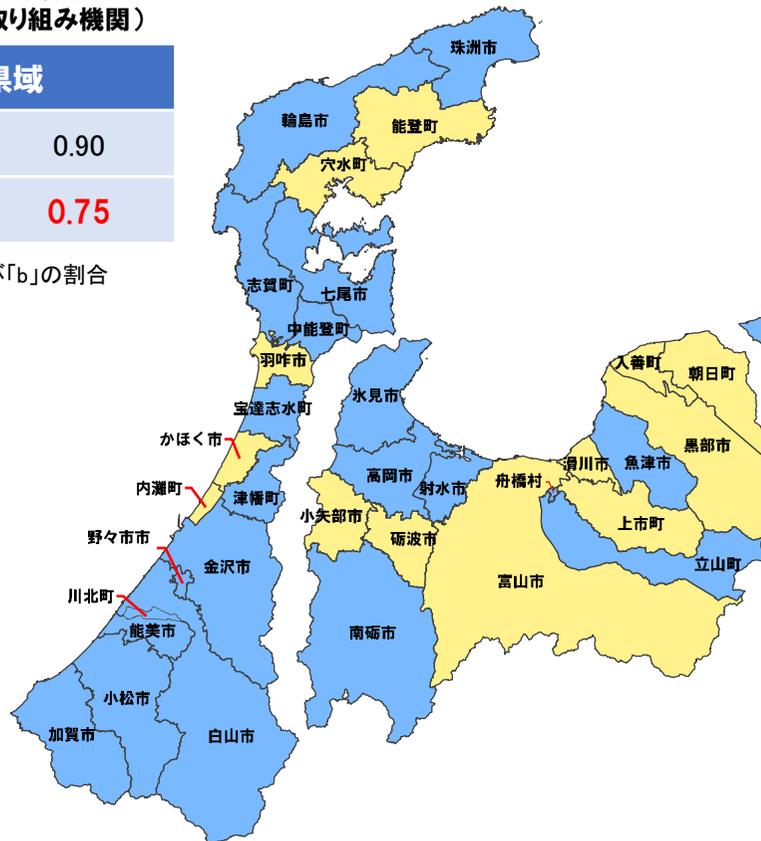
週休2日の取り組み状況(週休2日工事の実施) 北陸3県

令和4年度実績

地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

石川県域	
目標(R04)	0.90
実績(R04)	0.75

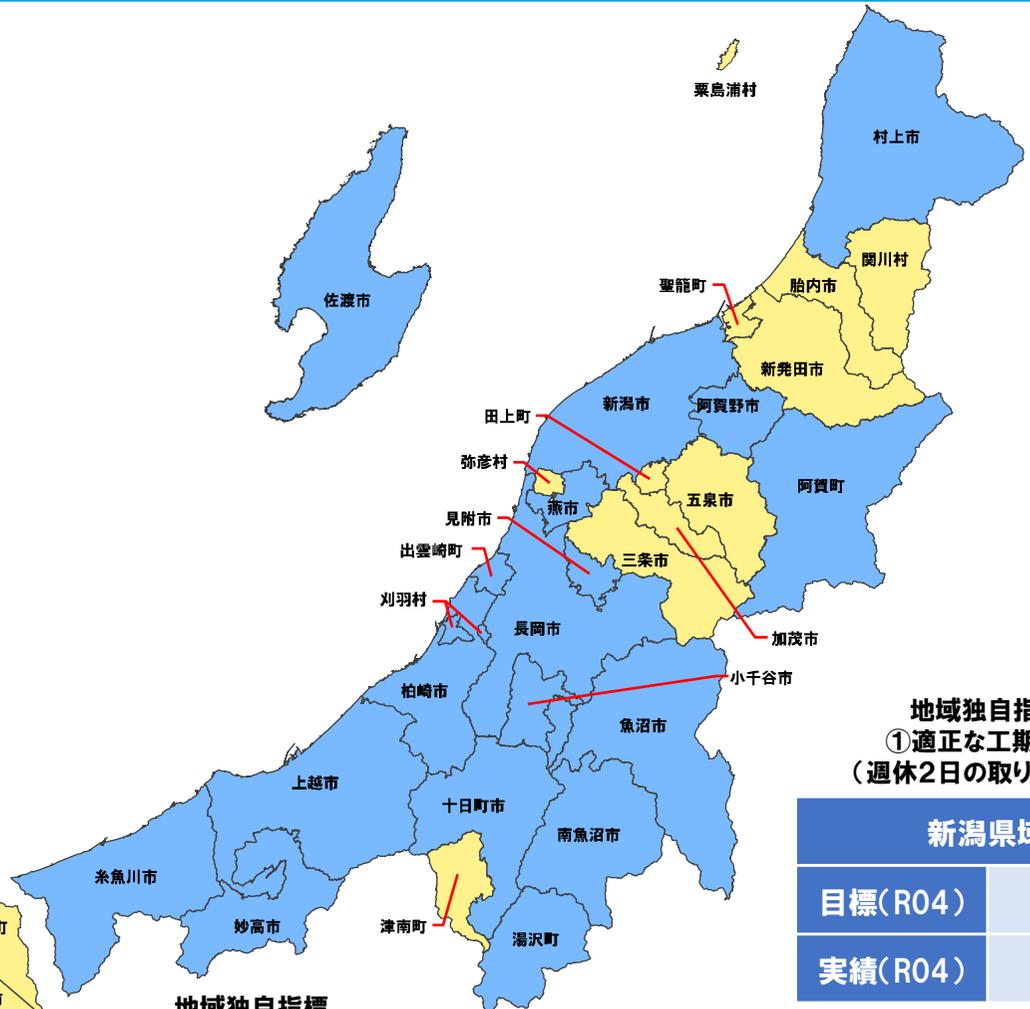
※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 19市町



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

新潟県域	
目標(R04)	0.71
実績(R04)	0.65

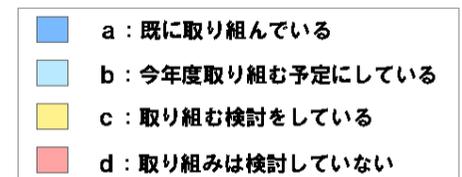
※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 30市町村



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

富山県域	
目標(R04)	0.50
実績(R04)	0.50

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 15市町村



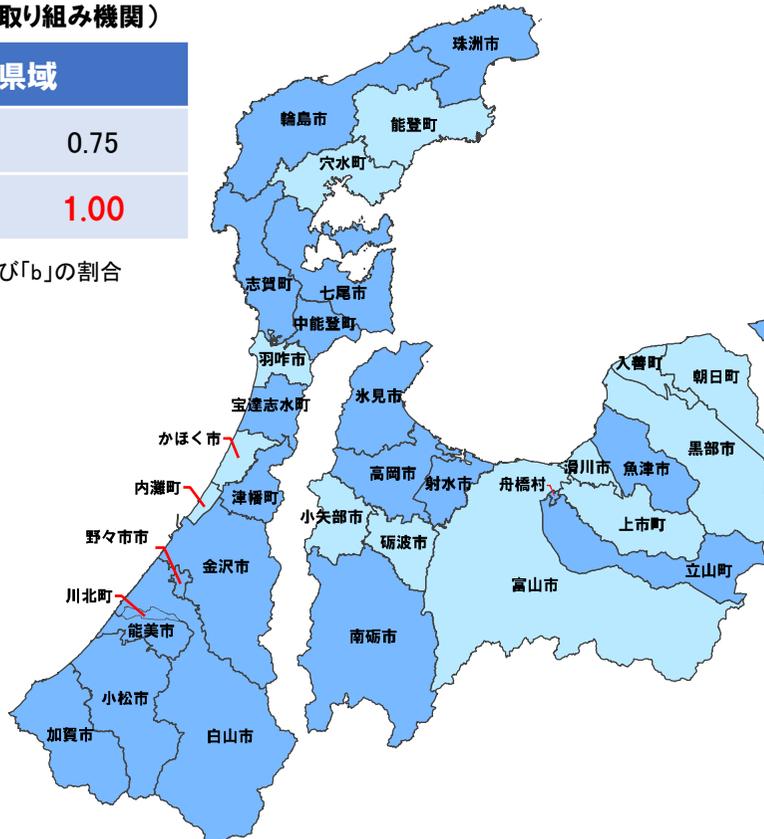
週休2日の取り組み状況(週休2日工事の実施) 北陸3県

令和5年度目標

地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

石川県域	
実績(R04)	0.75
目標(R05)	1.00

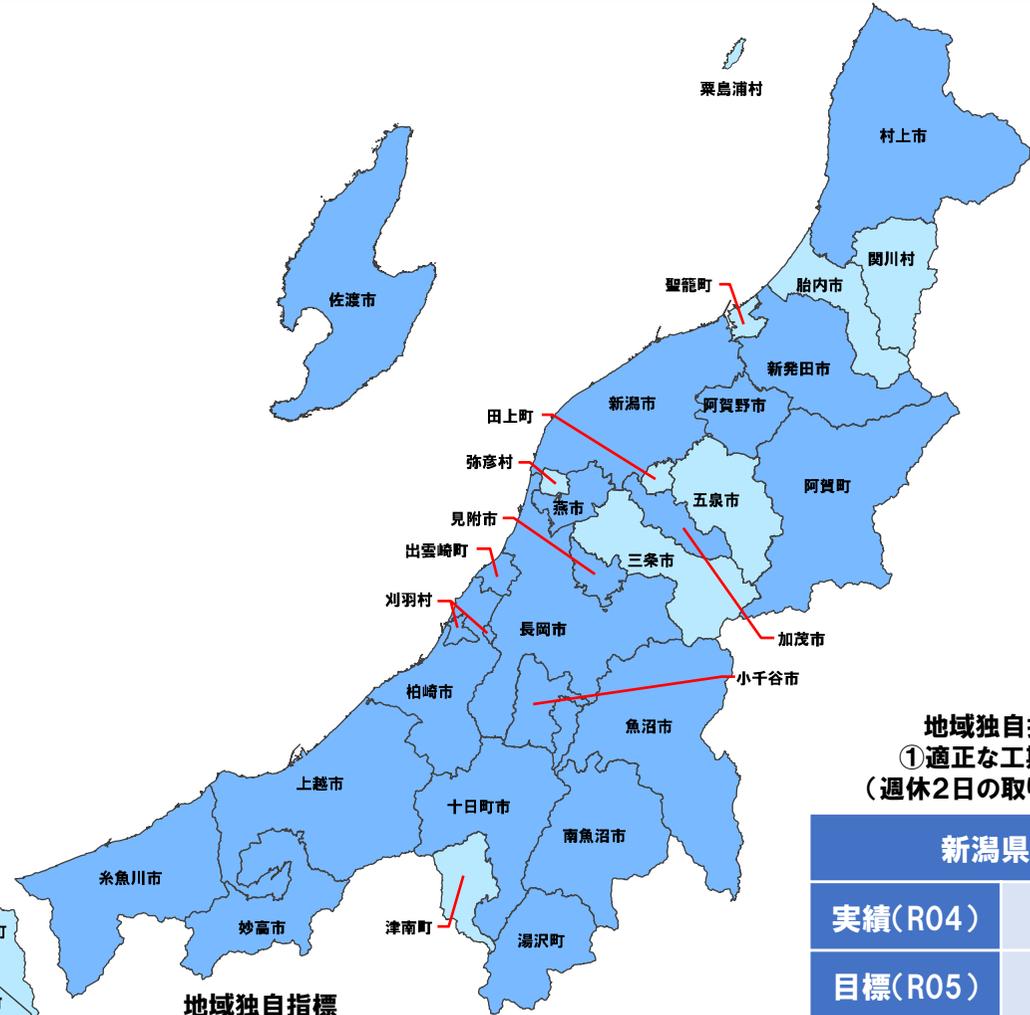
※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 19市町



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

富山県域	
実績(R04)	0.50
目標(R05)	1.00

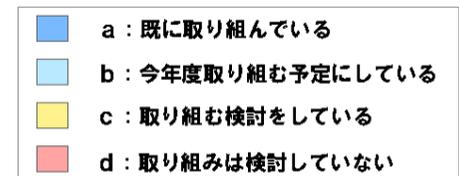
※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 15市町村



地域独自指標
①適正な工期設定
(週休2日の取り組み機関)

新潟県域	
実績(R04)	0.65
目標(R05)	1.00

※ 数値は、「a」及び「b」の割合
※ 県 + 30市町村

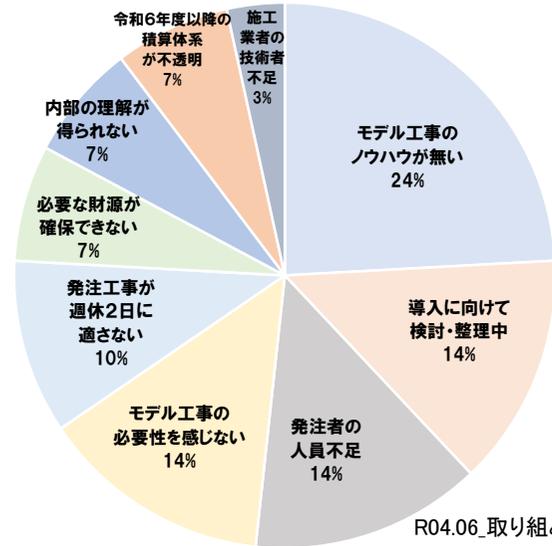


「週休2日」の取り組み状況(実施予定・検討段階の39機関(R4.6調査))

令和4年度 目標(検討段階(c評価):19機関)

c: 取り組む検討をしている

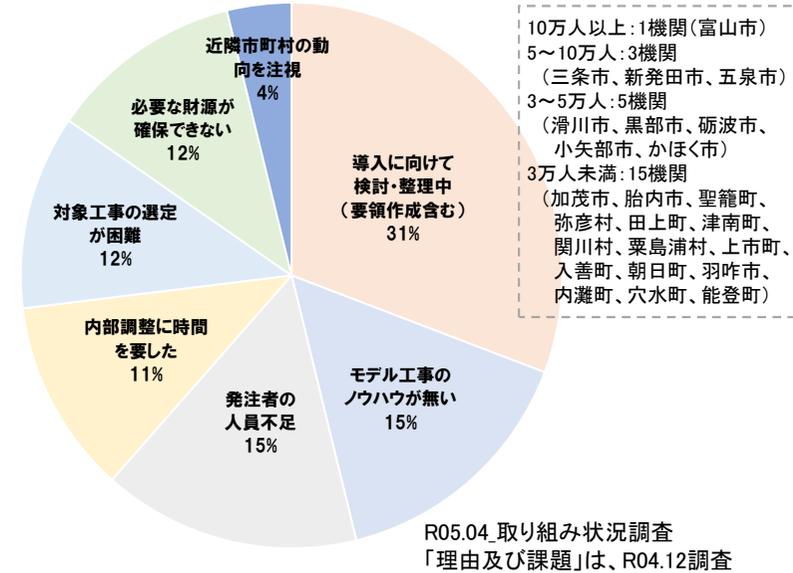
「週休2日工事」を導入しない・できない理由及び課題



令和4年度 実績(検討段階(c評価):24機関)

c: 取り組む検討をしている

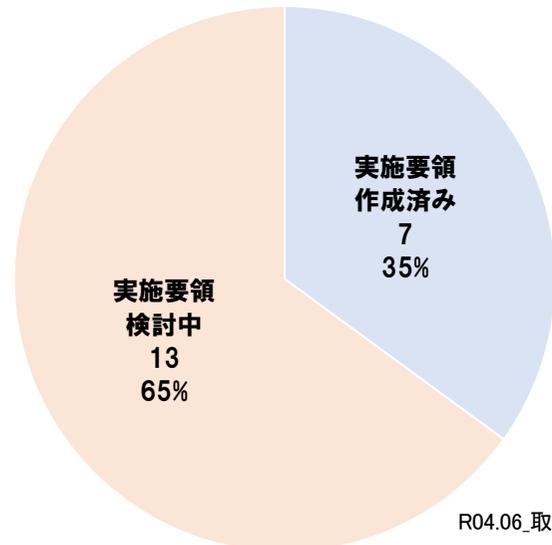
「週休2日工事」を導入しない・できない理由及び課題



- 10万人以上: 1機関(富山市)
- 5~10万人: 3機関
(三条市、新発田市、五泉市)
- 3~5万人: 5機関
(滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、かほく市)
- 3万人未満: 15機関
(加茂市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、津南町、関川村、粟島浦村、上市町、入善町、朝日町、羽咋市、内灘町、穴水町、能登町)

令和4年度 目標(実施予定(b評価):20機関)

b: 今年度取り組む予定にしている



令和4年度 実績(実施(a評価):15機関)

a: 既に取り組んでいる

- ◆ 10万人以上: 1機関
小松市
- ◆ 5~10万人: 5機関
燕市、南魚沼市、南砺市、射水市、七尾市
- ◆ 3~5万人: 3機関
見附市、阿賀野市、氷見市
- ◆ 3万人未満: 6機関
阿賀町、出雲崎町、立山町、珠洲市、川北町、中能登町

18機関

1機関

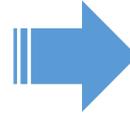
6機関

14機関

「週休2日」の取り組みに向けた令和5年度 スケジュール(案)

令和4年度 実績 検討段階(c評価):24機関の令和5年度 目標

令和4年度 実績
検討段階(c評価:取り組む検討をしている)
24機関 R05.04_取り組み状況調査



令和5年度 目標
実施予定(b評価:今年度取り組む予定にしている)
24機関 R05.04_取り組み状況調査

全機関で令和5年度に「週休2日工事」に取り組む予定

令和5年度取り組み予定の24機関:

新潟県(11):三条市、新発田市、五泉市、加茂市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、津南町、関川村、粟島浦村
富山県(8):富山市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、上市町、入善町、朝日町
石川県(5):羽咋市、かほく市、内灘町、穴水町、能登町

令和5年度 スケジュール(案)

□R5.4 R4実績調査(確定値)

R4.12「独自アンケート調査(R4実績見込み値)」で「**b:今年度取り組む予定**」機関の状況を再確認。

□R5.6

活用事例集(案)の時点修正(R5版) → 活用事例集(案)(R5版)の配布

□R5.7頃 実施予定機関へのフォローアップ

独自アンケート調査(R5目標)が**実施予定機関「b:今年度取り組む予定」**を対象に、臨時説明会を実施。
(7月頃開催予定(Web(案)))

令和5年度

R5実施予定
機関

各機関で実施要領を作成(運用)

施工者希望型、発注者指定型で発注(試行)

令和6年度～

本格運用

継続実施機関

週休2日工事発注件数の増加、施工者希望型から発注者指定型への切り替え 等による促進

時間外労働規制適用

北陸における週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)の活用

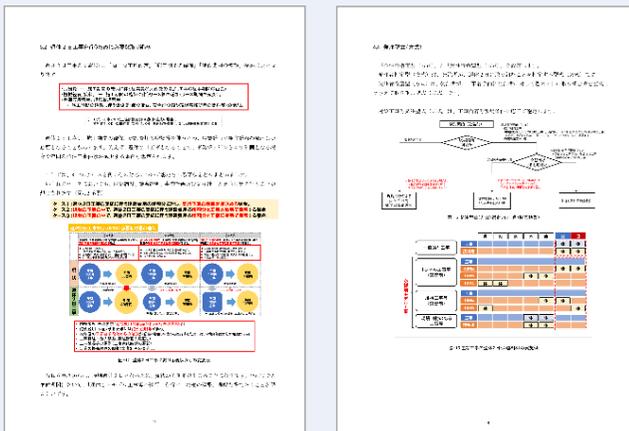
北陸における
週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)

「北陸における
週休2日へ向けた取り組み活用事例集(案)」

- ・建設業を取り巻く現状
- ・担い手の確保のための主な取り組み
- ・令和6年度の週休2日に向けた取り組み
- ・週休2日工事に必要な設定事項
- ・(巻末資料)週休2日工事事例集

令和4年6月

北陸ブロック発注者協議会 事務局



令和5年度 スケジュール(案)

□R5.4 R4実績調査
R4.6アンケート調査時で「c: 取組検討」
以下の19機関の取り組み状況の確認。

□R5.6
活用事例集(案)の時点修正(R5版)
活用事例集(案)(R5版)の配布

□R5.7頃 未実施機関へのフォローアップ
未実施機関を対象とした臨時説明会を
7月頃開催予定(Web(案))

週休2日工事等の取り組みを実施

(巻末資料)週休2日工事事例集

種別	①取組の考え方	②取組の目的	③取組の経緯	④取組の方式	⑤取組の工事	⑥取組の取組	⑦取組の取組	⑧取組の取組	⑨取組の取組	⑩取組の取組	⑪取組の取組	⑫取組の取組
建設業	労働者の健康と安全を確保し、生産性を向上させること。											
建設業	労働者の健康と安全を確保し、生産性を向上させること。											
建設業	労働者の健康と安全を確保し、生産性を向上させること。											

- ① 取り組み状況
- ② 週休2日の考え方
- ③ 緩和措置
- ④ 発注方式
- ⑤ 対象工事
- ⑥ 補正対象
- ⑦ 達成確認
- ⑧ 成績評価
- ⑨ 週休2日サイト
- ⑩ 週休2日実施要領(土木工事等)
- ⑪ 週休2日実施要領(営繕工事等)
- ⑫ その他

※ R4.6現在、週休2日工事等に取り組んでいる発注機関の各項目の内容をとりまとめて一覧表に整理

※ 関連するHPアドレスを記載。各機関の取り組み内容、実施要領等が入手可能。

発注見通し統合の活用促進

発注見直し統合の経緯

H28

H28.12 「発注見直しの統合」試行開始(工事)

H31.04

H31.04 管内全64市町村が参画(工事)

(工事)R03.04現在 83機関

R03.10

R03.10 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見直し統合の公表

45機関が参画(該当案件なしの機関含む)

(国等:9機関、新潟県:県+18市町村、富山県:県+6市町村、石川県:県+9市町)

R03.10 中長期的な発注見直し統合の公表(整備局公表)

R03.12

R03.12 中長期的な発注見直し統合の公表(北陸3県公表追加)

R04.03 中長期的な発注見直し統合の公表(政令市公表追加)

R04~

R04~ 参画機関の拡大(データ提供可能な機関より順次公表)

令和4年度

業務委託:69機関(全体の83%)、中長期:12機関(7機関が新規参画)

令和5年度 取組内容

- ◆ 中長期的な発注見直し → 参画機関の拡大(市町村への公表拡大。公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 業務委託の発注見直し → 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。
→ 発注見直し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)。

令和5年度「発注見通しの公表 統合版」

令和5年度 発注見通し公表スケジュール

- ◆ **工事、業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し**
更新時期: 1回/四半期(「**公表基準日**」は各月**15日、30日**)
対象機関: 国、県、政令市、市町村
- ◆ **中長期的な発注見通し**
更新時期: 1回/年(**第2四半期**) ※新規案件は、1回/年(第4四半期)
対象機関: 国、県、政令市、市町村
(市町村への公表拡大。データ提供可能な機関より順次公表。)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
工事	4/15、4/30	7/15、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
業務委託	4/15、4/30	7/15、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
中長期的な見通し		7/15、7/30		1/30

統合版HPの利用促進

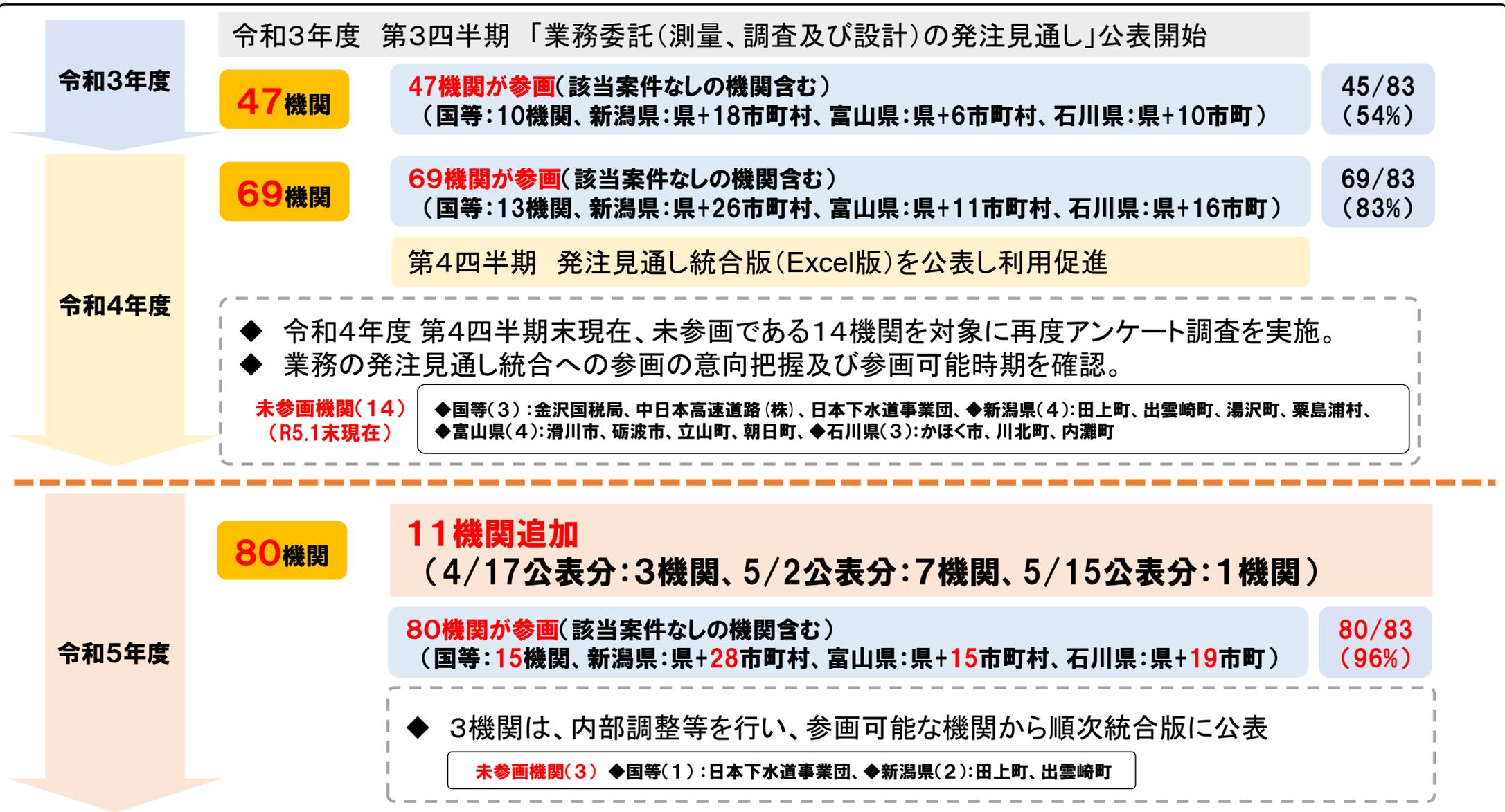
対象機関: 国、県、政令市、市町村

新規案件

- ◆ 参画機関の増加(業務委託、中長期)(データ提供可能な機関より順次公表)
 - ・ 参画時期は、統合版公表のタイミング(四半期毎)でいつでも可能
- ◆ 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)の利用促進(継続)
 - ・ 各種業界、機関との意見交換会等を通じ、国・県からアピール 等

業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の経緯と今後のスケジュール

◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合



全83機関 (国等:16機関、新潟県:県+30市町村、富山県:県+15市町村、石川県:県+19市町)

※ 参画機関数には、該当案件なしの機関含む。

令和5年度「中長期的な発注見通しの公表」今後のスケジュール

令和5年度の取り組み

- ◆ 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 人口10万人未満の市町村で公表可能な機関から実施

R5.7.15

R5.7.30

～R5年度内

既に公表済みの機関

(国、新潟県、富山県、石川県、新潟市、金沢市、長岡市、上越市、富山市、高岡市、東日本高速(株)、中日本高速(株)、北陸地整)

データ提供依頼

更新・拡充

第2四半期公表

統一日

更新公表データ

第2四半期公表

統一日

更新・新規公表データ

順次公表

新規公表データ

事前アンケート調査

公表に向けた調整準備

第4半期公表

統一日

順次公表

新たに検討・公表予定の機関
(人口10万人以下の市町村で公表可能な機関から実施)

R5.6月頃

～R5.8.31

R5.9.1～

R6.1.30

～R5年度内

【参考】公共工事の円滑な施工確保(中長期的な公共工事の発注の見通し)

◆ 公共工事の円滑な施工確保について(通知) (R03.12.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

公共工事の品質確保、工事の適正な施工の確保

- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要
 - ◆ 技能労働者の適切な賃金水準の確保(実勢を反映した労務単価の設定)
 - ◆ 公共投資の安定的・持続的な見通しの確保(安定した雇用・就業環境の形成)

総務省第133号
国土交通省第34号
令和3年12月21日

各都道府県知事 様
(市区町村担当、財政担当課、契約担当課宛)
各都道府県議会議員 様
(議事事務局宛)
各労働局長 様
(財政担当課、契約担当課宛)
各労働委員会委員長 様
(議事事務局宛)

総務省自治行政課長
(公 印 省 庁)

国土交通省労働・建設総務局長
(公 印 省 庁)

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発展を促すとともに、防災・減災、国土強靱化施策の推進による国民の安全・安心の確保、成長戦略の推進や労働者の雇用の安定による「新しい資本主義」の推進等を図るに資する観点から、その結果を国民の所得を幅広く向上させ、成長につなげていく「成長と分極の好循環」を実現するためには、令和3年12月21日に成立した令和3年度補正予算も含め、今後の公共工事の発注の見通しを国として公表する。

このため、各都道府県知事様におかれましては、コロナ禍・都市気候化のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)や「防災・減災、国土強靱化のための5年加算促進策」(令和2年12月11日閣議決定)の発注及び公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(令和元年10月21日付総務省第216号・国土交通省第26号)等において検討した内容を踏まえ、下記の趣旨を

通知に添えることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくこととする。公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律(平成24年法律第127号)第20条第2項に於ける旨、説明します。

各都道府県知事様におかれましては、本通知の目的は公共工事発注担当課等に対して広く周知徹底され、この趣旨のみならず、地方の公共工事発注担当課等において本通知に示した趣旨が適切に届くよう改めて所轄関係機関との調整と情報共有について検討いただくとともに、業務上の関係のある市町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長様へも、本通知の趣旨をお知らせします。

加えて、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律発注の透明性の向上に関する法律」(令和2年12月23日付総務省第317号・国土交通省第29号)の施行により、発注単価の透明性を確保する観点から、発注単価による市町村等への価格引き上げ等について、引き続き、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「地方公共団体の関係における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年3月31日付総務省第16号)、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令後の発注における工事及び業務の対応について」(令和3年9月30日付総務省第29号)の趣旨を、発注単価の透明性を確保する観点から、引き続き、引き続き、適切な対応をお願いします。

記

1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しについて

公共工事の品質が確保されるよう工事の適正な施工を確保するためには、工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることと併せて、発注単価の透明性を確保した公共工事発注担当課等の適切な設定等により、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることとすることにより、建設業が求める見直しをもちながら発注単価を労務単価等の安定的な雇用・就業環境の形成を図ることができると、公共投資の持続・継続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各都道府県知事様におかれましては、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しを公表すること、国土強靱化施策の推進に資する観点から、建設業と関係のある市町村等による技能労働者の育成及び確保の観点から、市長(市長に就任するまで、労働局長)の持続的な公共投資の確保を図るとともに、公共工事における発注単価の透明性等も考慮し、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しを公表し、公表に努めること。

各地方公共団体では、

◆ 「計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施」「社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保」の観点から、**中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図ることが必要。**

◆ 各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。